

特 116

105

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



爲轉

自知足

社綱

特116
105

大正甲子二月

岩田德義書

田岩
出對

本書目録

第一章 皇室の至仁……………一

第二章 帝都復興の計畫……………一

第三章 舉國一致……………一

第四章 戒嚴令と國民の義俠心……………一

第五章 土道復興の時機……………一

第六章 詔書拜讀……………一〇

第七章 文部大臣への建議……………一〇

第八章 今日之急務……………二四



大正
13. 4. 15
内交

震災に鑑むべし終

序文

今次ノ震災ハ前古未曾有ノ變、其慘狀一々數フベカラス、從テ是ガタメニ被リタル損害ハ如何ゾヤ、容易ニ恢復スベカラズ、上下一般慄然トシテ恐怖ノ念ニ堪ヘザルベケンヤ。於是乎政府ハ之ヲ恢復スベキガタメニ帝都復興院ノ設ヲ爲シテ企畫經營セシム、規模宏遠一朝ニシテ成ルベカラズト雖トモ、之ガ成功ヲ期シタルノ曉ハ必ラズヤ以前ニ立優タル第二ノ東京ヲ構造シテ美觀ヲ呈出スベキヲ知ル、是レ吾々震災罹民ガ今日ノ憂ヲ轉ジテ他日ノ悅ニ代フベキモノタリ

然而テ此際吾人ガ切望シテ措カザルモノハ他ナシ、乃チ從來築キ成セル西洋館ノ外美ニシテ内脆キガユヘニ、一朝震火災ニ遭ヘバ忽チ灰燼ニ付シタルノ跡ニ鑑ミ、是ヨリ新タニ築造シ得ル帝都ハ、凡テ日本魂ヲ以テ之ニ打込ミ、專ラ質實ヲ先ニシテ外觀ヲ後ニシ能ク堅固ニシテ恒久ニ耐エンコト欲スルナリ

夫レ然カリ、家屋ノ構造市街整理一面目ヲ改ムルト同時ニ、之ガ刷新ヲ試ミント冀フモノハ、立憲政治ノ美ヲ此ニ致サント欲スルナリ。否ラズシテ嘗ニ東都構造ノ觀美ヲ競フモノアランカ、太ダ遺憾トス、况ヤ帝都復興ノ

事タル、其豫算ニ計上セララル、經費ハ、臨時議會ニ提出シテ可決セララルベ
キモノヲヤ。此際吾ガ同胞ガ一々屬目スベキハ當局者ノ處置如何ニアツテ
存ス、諒ト舉國一致ノ實ヲ此間ニ占ハント欲スルニアリ矣

大正癸亥十月記

岩田徳義識

宜く震災に鑑むべし

第一章 皇室の至仁

嗚呼我 皇室に於せられては、前古未曾有の大震災に會して、百萬の生靈
が塗炭に陥ると聞召すや、辱くも一千万圓の御下賜金を以て之を救恤し給
へるが如き其至仁至愛の德澤は、罹災民の齊しく感泣して謝し奉る所な
り。次で攝政宮殿下に於せられては、御成婚を延期し給ひたるのみならず、
其離宮の頽敗に傾けるをば更に意とし給はず、宜く民の修繕を先にすべし
と宣ひたるが如きは、曾て仁德帝が、宮室聖せず其頽圯に任ずとの聖旨
に相同くして、所謂「天下の憂に先ちて而て憂へ、天下の樂に後れて而て
樂む」ものにして、聖帝明王其揆を一にするものなるべし。於是乎皇華族
に列する右門名族の人々及び富豪の徒が、相踵で數千萬の資金を投じて罹
災救助の費に充るが如きは、是ぞ我國が事に臨むで、君臣一體上下一致の
實を示せるものにて、後代忘るべからざるの歴史をば震災の變に窺ひ知る
べき也

ば江戸の繁昌は先づ徳川威武の實力に由りて之を致せしなり。然るに其末世の太平を致すと共に、次第に政治は癯れ武士は軟弱に陥りて奢侈驕情に流れたるものから、幕府の威武は頼に失墜するに共に都下の衰微を致し、江戸繁昌記の名は唯だ民間に流行せし一書冊の記録に止れり。殷鑑昭々今の震災事變に應じて之を爰に鑑むべきなり。されば何程帝都の復興を期して其美を外觀に致すあるも、人心内に倦みて振作擴張するなくんば、帝都復興の名あつて帝都復興の實なし、されば吾人が深く望を属するものは、此際大に立憲の美を致して内外に誇るにあり。

嗚呼憲政を布くこと既に三十餘年、政府と云ひ議員と云ひ、能く政治の運用に熟し經驗に富む、而て其政治上に現はるる所の事實に於るやいつも憲政の名に反くもの、多くして、國民を満足せしむるものなし、曰く「如此き國會なれば寧ろ無きに若かず。」とは、知らず識らず叫べる國民の聲なり、是れ將た何等の原因なるか、他なし、政府官吏となく、議員となく、其政治上に狂奔するものは、滔々名利の爲にして國家に忠實ならざるがゆへなり。

我國元來士道を尙ぶ、士道とは何ぞや、忠君愛國の道を以て節義廉恥を重

ずるにあり、されば廟堂に立つべき諸公にして、若能く士道を尙むあらば何ぞ私慾に溺れて公義を忘れ、名利に與して國家を後にすべけんや、然るにいつも内閣の進退去就を爲すものに於て、其主義を天下に明かにすることなくして女々敷振舞を爲し、議會の信容既に盡きたるものが躊躇逡巡決する所を知らざるもの、如きは、立憲政治の本義に反きたるものにて、義なく勇なくして士道の面目を失へるものと云ふべし。識らずや憲法政治は西洋に倣ひて組織するものなるも、其代議政を運轉するものは西洋人にあらずして日本人也、然らば其代議政を形造れる根本基礎が日本人なりとせば、宜く日本魂を以て政治上に應用すべき也。

今也震災と俱に我國の憲政を改むべき機會は到來せり、實に痛快と云べし。「それは此際超然内閣を認めざるの事實を發現せしこと之也」何を以て之を謂ふ乎、曰く、政府が工事復興費に關する豫算案を衆議院に提出するや、論議百出容易に纏らざりしが、結局政友會の大削減案は議會の多數決を占むる所と爲りて、衆議院は一種の不信認の決議をば政府に示せるなり。此際聞く所によれば、山本首相は閣議を開きて政府の進退を議するに方て、後藤、犬養二氏は説を爲して云く、如此き衆議院の修正案には同意す

べからざるを以て、宜く議會を解散して是非を國民の判斷に訴へ、以て飽まで政府の初志を貫徹せしむべし」と又他の一方に在る岡野、井上、田中、財部、山之内の諸氏は類に隱忍自重説を持出だして調和せし所ありしを以て、遂に衆議院に屈從せりと。然共後ち激烈なる貴族院の反對に遭ひて政府の醜態見るべからざるに終り於是乎さしにも傲語せし後藤子の面目は丸潰となり、大袈裟に計畫せし復興院は廢止されて復興局と改り、以て僅に内務省に附屬せしむるに至れり。嗚呼夫れ如此んば、獨政府の面目に關するのみならず、東都復興の事業を完全にして百年の計を立て定るの上に於て遺憾を告ぐるものあるを如何せん、依て余は爰に斷言す、政府は此の如く政友會のために挫かれて屈從なしたるの曉、良し政府は全然辭職せざるも、其當局者たる後藤自身には、潔く辭職して其責に任ずべき也。何となれば、彼れ田農相は火災保險問題のためにすら潔く責を負ひて引退せしにあらずや、乃ち彼は豫算案不成立のために辭し此は大削減のために纔に鼻息を存すと云とも、等しく政府不信任のために大反對を被りたるものに至りては一なり。されば後藤子にして勇あつて且恥を知らば宜く潔然其身を退くべし天下豈一人の後藤に代るべきものなからんや。猶且山本伯は貴衆兩院の

存立せるものあるに拘らず、何故獨衆議院の動議に盲從して後ちに貴族院へ豫算案を提出せしか、是れ明かに貴族院をば侮蔑したるものなり、こは宜く立憲大臣の慎むべきここにこそ、元來憲法上に二院制度の設あるものは何ぞや、兩院調和して彼此偏重偏輕の患なきを要するに在り、されば政府が最初より誠意誠心ありて強硬にも己が提出せる復興案を維持せんとならば、何故容易に衆議院の議に服從せざるに先ちて貴族院には殉らざりしか、貴族院一人として政府案に賛成せざりしもの以なきにあらず、夫れ斯く山本伯の内閣の言行不一致にして軟骨無力の情態を暴露し得るものは何故なるか、他なし、「超然内閣の孤立にして克く爲すべからざるを證據立るもの也」あ、山本内閣の運命も豫め占ひ得べき也」

本篇は臨時議會閉會後に記草す

第四章 戒嚴令と國民の義俠心

今日に於てこそ、上下一般情弱の氣風に染み、只管物質的に流れて道義を顧みざるこそ、なりたるも、由來我日本民族は義俠心に富めり、乃ち士道は義より大なるはなく、義は勇に因て行はれ、勇は義に因て長ずこの意義

八
は、我國古來士道を重ずるゝと與に自然に行はれ來たるものなり、又曾て志士
仁人身を殺して仁を爲すとの訓義は、堅く一般人民の腦裡に沁込み居る所
からして、義の爲には水火をも踏み白刃をも辭せず以て世の爲め國の爲に
は敢て身命をも惜まざるなり。是ぞ國民の義俠心を養成したる要素なるべ
くして、我國の美風良俗をば此に誇るべきなり。余は先づ此事變に際して深
く感じたるは、戒嚴令の下に執行されたる陸軍の行動之なり。乃ち陸軍が戒
嚴令一發の下に應じたる六師團の兵が、忽ち震災地に繰出されて、如何な
る活動を試みたるか、三晝夜に渉れる猛火を侵して以て火災類焼の難を絶
ちたるが如きは、殆ど戰場にも立優りたるの觀あり。其他道路の開通架橋
の修築、一時軍人の勞に由るもの多し、猶亦不逞の徒を取締るがためには、
嚴重なる隊伍を組むて之に當れり、然かも罹災民を救ふがためには、全國諸
方より輸送せる糧食物品をば一々車に積みて罹災民の許に達し、以て疲勞
極れる間に配給したるは師團兵及び在郷軍人の働きにあらずや。嗚呼此軍
人ありてこそ、能く治安は維持せられたるなり。亦海軍の運動は如何、數
十隻の軍艦をば激浪怒波の間に往來せしめて罹災民の救助及び糧食運搬の働
をばなしたるなり。夫れ如此くなれば、兵は強ちに戰爭の上のみに利用す

べきものにあらずして平時に用ひらるゝことを知るべし

然るに曩に軍縮論の議會に起るや、前後無分別にも雷同附加するもの、多
きを致したるは何ぞや、そは彼の華府に於る海軍制減案及び平和條約の成
立したるを見て、最早世は太平無事也、兵を用ゆるの必要なしとの考のによ
りて漫に軍縮案をば可決したるなり、嗚呼何ぞ一も二もなく西洋風に心酔
して國家前途の大計を誤るもの、多きや、是ぞ鍊瓦造の草案にして、一朝
震災の變に遭へば忽ち破壊し易きを、今の政治家たるもの、深く心を此に
潜め、震災の變に鑑みて悟る所あるべきなり

亦國民の一般義俠心は何れの邊に於て發動するか、一朝今次の變に會して
如何に官民の區別なく、水火を踏み白刃を辭せざるの精神を以て罹災民を
救ひたるか、現在吾が家族が猛火炎々たる下に焼死せるものをも顧みずし
て部下の災民を救ひたると同時に、其身も共に焚死したる警察官あれば、
又は多數の罹災民を猛火の中より誘致するがためには、獨り藤棚の上に攀
昇り、聲を限りに罹災民に遁路を教へて之を救出したる後、己れは其場を
逃去らずして火中に埋没したる兵士あり、其他一般の人々が此の事變に會
して罹災民の犠牲となりたるもの、幾許なるやを知らず、乃ち罹災救助の

ために、全国各地よりして吾が帝都に輸送し來れる糧食は品川浦に山積して飢民を救ふに餘あるべく、又其送來れる衣類の數は何千萬なるを知らず。嗚呼此博愛衆に及ぼすの心は、事に臨むて發し變に際して顯はる、是ぞ大和民族の特徵にして、義俠心發動の致す所也、冀くば吾が同胞は、能く此震災に鑑みて自覺心を鞏固にし、以て益々同胞相親むの實を得ば、目下社會に瀾漫せる思想界の錯雜紛亂をば解くべきなり」

本篇は震災後の當時に起草す

第五章 士道恢復の時機

此震災事變に際して、如何に士道恢復の實現したるかは、正さしく諸君と與に目撃する所なり。乃ち帝都復興の計畫を爲すに付きては、政府と各政黨政派の區別を問はず、共に一致團結して其責任を負擔し、國家を中心として其諒を致し、我利の念なくして公義正道を重ぜり、斯くありてこそ震災事變に際して、獨工事の經營を期するのみならず、自ら立憲政體の美を成すものと云べし、猶大にして之を謂はんか、日清日露の變に於る皆之なり、冀くば毎に政黨政派の争を爲して互に相闘ぎ、我利是事として國利民福を

後にするもの、深く此に鑑る所ありて黨弊を改むるあらんことを「是ぞ地震が能き教師と爲りたることを忘るべからず。況や今日の時機は如何なる時機ぞや、區々たる日本の小天地にのみ安じて政治の利害を論ずるの秋にあらずして、宇内萬國と與に鏑を削るべきの秋なるをや、加之震災によりて圖らずも吾が日本の名は萬國の表に轟き渡りたれば、此際日本の名譽を萬國の表に輝かさんと欲せば、獨工事復興の上に於てせずして何かにつけ民俗の美を示すにあり、余の所謂「士道恢復とは之なり」

嗚呼夫れ士道恢復とは如何、「曰く忠君愛國を以て經る爲し、仁義忠孝を以て緯る爲し、以て治國安民の道を求むるにあり」されば此忠君愛國の心と仁義忠孝の心を以て國家を營まんか、如何なる變に際するも敢て恐る、所なし、乃ち蒙古襲來の變に際するも更に畏怖せず、一舉彼を屠りて十萬の兵を海上の藻屑となしたるにあらずや、亦視よ日清日露の戰にも、克く當り難きの敵に打勝ちて其雄名を萬國の上に輝かしたるも、乃ち此忠君愛國の心が基礎となりて大和民族の特徵を示したるものなるべし。さては此大和民族の特徵の心は、獨戦争の時のみに現はれずして、事變に應じて發動す、そは今也思想險惡の時なるにもせよ、一日吾が同胞が震災の苦境に陥るや、或は

在。ら。ん。限。の。資。財。を。擲。ち。て。之。を。供。給。し。或。は。身。を。水。火。の。理。に。投。じ。て。救。ひ。た。る。も。の。こ。そ。所。謂。一。博。愛。衆。に。及。す。の。仁。心。な。る。べ。く。一。日。緩。急。あ。れ。ば。義。勇。公。に。奉。ず。る。の。義。心。な。る。べ。し。嗚。呼。此。心。を。ば。獨。震。災。事。變。の。時。の。み。に。於。て。せ。ず。し。て。毎。に。之。を。施。さ。ば。我。利。是。務。め。ず。し。て。同。胞。相。助。く。の。心。を。長。ず。べ。く。浮。薄。の。人。情。を。矯。め。て。質。實。の。風。に。化。せ。し。む。べ。き。な。り。

今也我日本は法治國と爲りたるを以て、何事も法に由て之を支配せざはなし、於是乎巧利の念日に増長して道德を度外し、如何なる迷惑を人に被らし如何なる損害を人に與ふるも敢て嫌なきものとせり、是以吾國從來の人情風俗は全く破壊せられて頗る險惡となれり、乃ち利のためには、父子なく夫婦なく朋友なし、況て一般民衆の間に於るをや、實に痛歎の至と云べし。然共世は法律のみに由て成立つべきものにあらず、必ずや之より一層高尚なる道德の力に依らざれば、人類同胞の福祉安寧を保つべからざることは「今回の震災事變に於て見るべし」

視よ震災のために家屋は類焼して烏有に歸し、百萬の人衆は道路に彷徨して飢に泣くの時に方り、速かにバラツクの住居を與へて雨露の難を凌かし

め、又之れに相當すべき衣食を與へて生命を全からしめ、其他病院の假設に、救護班の設に、多數の罹民を收容して患勿らしめたるものは、皆是れ國民が同情一滴の涙によつて救ひ得るものならずや、況や遠く米國が巨多の寄附金と多數の物品とを添て見舞ひたるのみならず、赤十字社をも建設したるが如きは、是ぞ道德の下には國境なく又人類の差別なく、所謂四海一家人類同胞の實を全くし得るものなり。こは蓋華府會議に於る海軍制限案及び平和條約にも優れり。何となれば、彼は期するに十年の約を以てするものなるも此は永久に存続すべき人類同胞の感情に於けるをや、故に是よりして日米兩國の親善を期せんと欲せば、宜しく之を機會として大に考究する所なくんばあるべからず、乃ち「此地震が能き媒介を爲すものなるべし」

本篇は震災後の當時に起草し得る者なり

第六章 詔書拜讀

朕惟ふに、國家興隆の本は國民精神の剛健にあり。之を涵養し之を振作して以て國本を固くせざるべからず。此以 先帝意を教育に留めさせられ、國

體に基き淵源に遡り、皇祖皇宗の遺訓を掲げて其大體を明示し給ひ。後又臣民に詔して忠實勤儉を勧め信義を申ねて荒怠の訓を垂れ給へり。是皆道徳を尊重して國民思想を涵養振作する所以の皇謨にあらざるはなし。爾來趨向一定して効果大に著し、以て國家の興隆を致せり。朕即位以來、夙夜兢兢として常に紹述を思ひしに、俄かに災變に遭ひて憂悚交々至れり。輓近學術益開け人智大に進む、然共浮華放縱の習漸く萌し、輕佻危激の風も亦生ず、今に及で時弊を革めずんば、或は前緒を失墜せんことを恐る。況や今次災禍甚だ大にして、文化の紹復國力の振興は皆國民の精神に待つおや。是實に上下協戮振作更張の時なり、振作更張は他なし、先帝の聖訓に恪遵して其實効を擧ぐるにあるのみ。宜く教育の淵源を崇びて智徳の并進を努め、綱紀を肅正し風俗を匡勵し、浮華放縱を斥けて質實剛健に趨き輕佻奇激を矯めて醇厚中正に歸し、人倫を明かにして親和を致し、公德を守りて秩序を保ち責任を重んじ節制を尙び、忠孝義勇の美を揚げ、博愛共存の誼を篤し、入りては恭儉勤敏業に服し産を治め、出ては一己の利害に偏せずして公益世務に竭し、以て國家の興隆と民族の安榮社會の福祉とを圖るべし。朕は臣民の協翼に頼りて彌々國體を固くし、以て大業を恢弘せ

むことを冀ふ、爾臣民其れ是を勉めよ

大正十二年十一月十日

御名 御璽

攝政 宮

謹で詔書を讀む

大正十二年十日を以て降し給ひたる詔書を拜讀すれば、恐懼殆ど云ふ所を知らず、吾等臣民謹慎敬肅して之が實行に努めざるべからず。

抑も先帝陛下が過去明治廿三年に於て降し給ひたる教育勅語を拜すれば、殆ど温然玉の如きあり、曰く、「我臣民克忠克孝、億兆一心、世々濟厥美、此吾國體之精華、教育之淵源亦實存于此焉」と、餘は其大綱を示し給ひたるに過ぎず、而て平易之に親むべきの感あつて別に畏るゝ所を見ず、然るに今此詔書を拜するに及むてや、覺へず肅然として之に服し奉らざるべからざるの觀あり、曰く、「浮華放縱の習漸く萌し、輕佻危激の風も亦生ず、今に及びて時弊を革めずむば、或は前緒を失墜せむことを恐る」と

あるは何ぞや、是他なし、乃ち今也吾國民が勝手氣儘なる言論行爲を逞くして憚らず、只管西洋新奇の說に溺れて吾國體の尊嚴をも顧みざるは浮華放縱の習ならずや。亦吾國をして無政府たらしむべき社會主義の行動こそ、輕佻危激の風にあらずや。今に及むて之を革めずんば、遂には吾國體を汚し、吾國民の美風良俗を傷け以て日本建國三千年の基礎を覆すに至らん、恐れて且誠めざるべけん、それを慮り給ふか「時弊革新の敷旨ならん」亦曰く、「責任を重じて忠孝義勇の美を揚げよ」とあるは、申す迄もなく吾が國民が仁義忠孝の心に基きて上、皇室に忠義を抽て、下、國民をして義勇奉公の誠を致さしめんとの敷旨ならん。あ、今、陛下をして此軫念を累ね、以て此詔書を拜するに至たるは、時勢の己むを得ざるに出たるとは云へ皆是れ國民の罪也。而て茲に先帝陛下の降しひたる勅語と、今上陛下の降し給へる詔書とを奉戴して之を三種の神器に比せんか、前者は乃ち玉璽にして、後者は乃ち寶劍なり、民俗時に悪く、時弊國に害あらば、大聲を發して之を誡め給ふの已むなきに生じ、仁信明武天に繼ぎ民に君たるの道を盡させ給ふものなるべし。

抑も日本建國三千年、君臣一體上下一致、内は以て同胞相親むの實を致し、外は以て宇内列國に對して毫も國家の體面を汚す事なきは、乃ち「國民精神の剛健なるに在り」近く之を例せば、維新の大業に於る、日清、日露の戰役に於る之也。此一片硬骨なる剛健の精神なくんば何を以て之を能くせんや、況や我國元來士道を尙む、士道とは何ぞや、忠君愛國を以て經とし博愛共恤を以て偉とし、以て治國安民の術を致せるおや。されば今次震災の變に際して、如何に我が國民が上、陛下の旨を體して博愛共恤の義を全くせしかは、上下一般の知る所にして公共心に富めるものあり。故に道によりて勵み義によりて進むは國民の特性にして、所謂日本魂なり、ア、此日本魂が、圖らずも震災の變に發露し得るものとせば、宜く此時を利用して益々士道恢復の術を講ぜざるべからず、「然かも此士道こそ、國民の精神を涵養して卓然有爲の人物を造出すべき武士道の要素たるを知らずや」視よ乃木大將は、此士道教育に由りて如何に節義廉恥の道を學ばれしか、吉田松陰は乃ち其師也、故に大將は其師松陰が作れる士道七則をば自殺されし居間に掲げあり、曰く、「士道莫大於義、義因勇行、勇因義長」との主義を示せり。されば乃木大將は吉田松陰の典型によりて如此き偉人とはなりたるなり。而して大將の生涯は如何、生きて誠忠を先帝に盡し、殉死以

て奉公の念を貫く、其誠忠大義は宇宙に磅礴たり、宜矣哉今は乃木神社を創立せられて萬人の崇敬を受けるを「嗚呼是れ士道教育の結果にあらずや」又赤穂義士の行狀事蹟は如何、亡主の想を體して復讐の義を果さんご欲するがためには、四十七士血を啜りて誓を爲し、苦辛艱難斃れて已ず、遂に一撃の下に不俱載天の仇に報ゆ、其英風節烈凜々乎として光あり、宜也其跡二百餘年の久きも、忠臣義士の名は益々新たにして、泉岳寺畔香煙の空に立昇るものあるを。然而て其巨魁大石良雄氏の如き偉人を造出せしものは誰ぞや、實に山鹿素行其人也。素行曾て藩主淺野長友に謂て云く、「臣の恩を受る久しきも未だ曾て之に酬ひず、然共臣が身を捧げて藩臣を教育せし結果は、或は他日國家事あるの日に顯はれんと」宜也其嗣子長矩の時に及むで復讐の義舉ありたるを、然らば彼れ吉良義央を討取たるは、大石氏の功にあらずして、寧ろ山鹿素行に譲つて可ならん「あゝ士道教育の著しき如此矣」又視よ薩摩義士の事蹟の何ぞ壯烈なるや、其棟梁平田靱負氏は、幕府が其藩主島津氏に命じて爲さしめたる木曾川治水の難工事を果して遺策なからしめ、是に由りて主家島津家を全くし、一は以て木曾川沿岸の民をして百年の患勿らしむ、然るに彼れ平田氏始め五十名は豫算超

過の責を負むで割腹自裁せり、何ぞ其れ悲惨なる、然共彼れ薩藩烈士が身命を犠牲に供して爲したる國土經營の功は百年の後に存し、人をして長へに其遺風を仰がしめ、頑夫も廉に惰夫も志を立たしむ、今也東都復興工事を營むには、百の官吏ありて其工事を克くし、豫算を追加するには議會の承諾を受くるあり、國家事業一として更に遺憾とする所なし、然かも當局者には後ち必らず重き賞あらんも、義士の如きは否らず、豫算超過の責は一死固より惜む所にあらず、家名斷絶は心に期する所、忠義のためには、名なく跡なし、純忠正義の士とは之也。噫薩摩藩にして此の如き偉大の人物を生ず、必らずや其因なくんばあらず、そは乃ち薩摩の藩祖日新公が作り給ひし「いろは歌の教に基けり」乃ち此いろは歌こそは、士家には必らず一本を備て家庭教訓の葉としたものであるから、母が兒に乳を飲ましむるときには此歌を誦ひて兒に聽かしめ、兒は亦た寢心にもこれを聽き覺ゆるからに「三つ兒の魂は百までの諺に洩れず、仁義忠孝の教は家庭教訓として家々に行はれしなり」於是乎遂に維新の鴻業を成就せし西郷、大久保の如き偉人豪傑をば潔出せしめたるなり、「嗚呼士道教育の効亦實に偉大ならずや」今夫れ詔書に宣へる如き、「責任を重じて忠孝義勇の美を揚げよ」とは、正さ

し。是等の事實に適合したるものにはあらざるか、克く此心を涵養して之を振作せば、國民の精神を剛健にして以て國本を堅固ならしむべき也。』
其他國民一般に對して宣へる詔書の意義は頗る廣汎にして一々茲に解釋するの暇なければ、吾等教育の職責に任ずるものは、特に其精神上教育に關する部分のみを撰み、謹むて拜讀の感を洩らすこと爾かり。

第七章 文部大臣への建議

今次の震災は、前古未曾有の變恐悚の至に堪ず、然共帝都復興の事たる期するに年月を以てせば必らずや之が成功を見るべきのみ。此際吾々の深く慮りて國家のために策すべきことは、此帝都復興の曉と與には、教育の復興を期するに在り。
抑も維新後百度擴張大に見るべきあり、就中教育事業に於るや、驚くべきの進歩を爲したり。然共其進歩は、特に智識の一點に偏して、道德に缺如し、從て國家の元氣衰退して人心風俗次第に卑薄に陥るものあるを免れず是他なし、吾が文部當局が、只管科學にのみ重きを置きて德育を輕ずるに由る、況や西化浸潤して吾國の民情風俗を破壊し去るものから、人皆個人

主義に傾きて國家觀念を薄げり、誠に痛歎の至と云ふべし。我國元來士道を重ず士道とは何ぞや、忠君愛國を以て經とし、仁義忠孝を以て緯とし、以て治國安民の術に求むるに在り。そは先帝陛下が降し給ひたる教育勅語に於て、明かに其根本義を示し給へり、曰く「我臣民克忠克孝、億兆一心世濟厥美、此吾國體之精華、而教育之淵源、亦實存乎此矣、爾臣民孝於父母、友於兄弟、夫婦相和、朋友相信」とあり然則我國教育上の大根本義は、仁義忠孝を基礎として人心を鞏固ならしむるにあり。然るに今日の情態は如何、滔々卑薄の人情に傾きて我利是事とし利のためには、父子なく夫婦なく兄弟なし、倫理綱常此に紊亂して邦國の基礎を危殆ならしむ、誠に寒心すべきにあらずや。夫れ如此くんば、教育勅語の旨意安くに行はるべきや、抑も先帝陛下が教育勅語を宣布し給へるは何れの年なるか、既に過去明治廿三年にあつて、今を拒ること三十餘年、歲月久しからずとせず、然るに此間に於て、何れの文部當局を論ぜず、其行ひ爲す所を見れば、一つも此教育勅語の旨を體して德育を重ずるなくして、滔々智育の一偏に流る、を見る、斯れば今の教育制度は、教育勅語の外に施行するものなるか、嗚呼夫れ此の如くんば、國家百年の長計を全からしむること能は

ざるのみならず全く教育勅語の旨に反くものなるべし」
 夫れ學問の要は、人をして立身行道を全からしむるにあり。然るに今の教育に従事するもの、方針目的は全く之に反す、乃ち滔々科學の一點に馳せて其他を顧みず、學問を以て生活の具とし、卒業免狀を以て渡世唯一の武器となすに至る、是以安ぞ卓絶有爲の人物を世に生じて文化發達の道を求むるを得ん、宜也今也人物次第に下落して文化益々失墜するものあるを、蓋是れ文部當局が德育を重ぜずして智育に偏するが故なり、深く顧みざるべからず」

日本建國三千年、皇統連綿萬古未易にして邦家の隆昌を期し、人をして文化の上流に導くものあるは何ぞや、他なし、學問の素養に由て然からしむる也。乃ち古來德育に由て之を導きたるものなくんばあらず。そは漢學之也。況や日本建國の基礎と孔子の教ゆる仁義忠孝の道とは終始相一致融合して文化發達の源を爲せるを、即ち國家の精神意思にして、萬世滄はることなきが、此忠君愛國と仁義忠孝の道にして、教育勅語の旨意亦此に存するものなるを知らずや。然るに今也人心惟危く道心惟微に、聞く昨年に開會せる全國中學校長會議の決議として、漢學廢止の請願をさへ爲せりと、頗る輕舉に失する

ものならん、文部當局者たるもの、深く此に省察する所なくんばあるべからず」

今也天下の民心に太しき變化を來して統一を缺き、綱紀紊亂して地に墜ちたるの曉、能く之を矯正して復活せしむるものは、目下の最大急務ならずや。然而て其局に當れるは文部大臣ならずや、儻夫れ文部大臣にして内閣に重きを持し、躬を以て天下の先と爲らんには、必ずや天下の人心をして正に歸せしむるものあらん。彼の大學の昇格を議し、大學校を多からしむる問題の如きは末のみ、文部大臣は宜く外に超絶して、文教泉源の地位に立ち、以て徐に教育勅語の旨を體して之を實行すべき方法を講ぜざるべからず。夫れ此の如くんば、時弊を矯正すると共に、教育上の面目を一變改革するものあらん、俯して請ふ閣下之を選択せよ」

東京市麻布區材木町六十七番地

大正十二年十月十三日

岩 田 徳 義

弘化三丙午歲八月廿一日生

文部大臣 法學博士 岡野敬次郎殿

第八章 今日之急務

二四

其 一

凡そ物の古きもの、久しく保ち難きは自然の理數にして、國家の運命に於るも亦た然かり。例せば支那の如きは帝國主義に由て國を建ること四千年、頗る古き歴史を有せり、然るに今日に於る運命は如何、遂に共和政治と變じたるのみならず、國家統一に歸せずして軋轢紛争を試むるもの頗る慙笑に付すべし。又露の運命は如何、曾て世界屈指の雄國にして覇を一方に持し、竟に其志を宇内列國の上に伸さんと欲せし程なるが、日露戦役の結果共和政治と變じ、爾後國勢萎靡して復た振はず。又彼れ獨逸の如きは如何、兎に角四年間、宇内列強を相手取りて武を中原に試みたるが、遂に南風競はず時運利あらずして降を軍門に請ひ、今や賠償問題のために窘縮して國運益々悲境に陥れり。嗚呼此三大國は、曾て帝國主義を執て宇内列強の上に誇りたるものが、一朝事破れて國家の運命を縮めたるの歴史は、此處纔か二三十年の曉を出ずして變ぜしこと、其跡殆ど走馬燈の如し、ア、何ぞ其革命の速かなるや、吾人をして深く之を疑はしむ」

其 二

然るに獨我日本帝國の如きは否らず、建國三千年の久き、皇統連綿萬古不易、國運の隆昌發達して天命維新たなるの現象を見るものは何ぞや、是他なし、歴代の天皇が民を愛し給ふこと兒子の如く、民の皇室に懐けること慈父の如く、君臣一體、上下一致、其名は則ち君臣其情は則ち父子、恰も是れ一家族の如き關係を有すればなり。是以一朝事あるに及むてや、國民一般君國のために死を擲ちて義勇奉公の誠を致すあり、乃ち是等勇武にして且忠義に富める大和民族の性格は他に見ざる所なり。請ふ之を事實上に徴して見んか、曾て露は宇内を席卷すべき程なるに、何故日本が一撃の下に脆くも敗北を招きたるか、我は國家主義によりて戦ひ、彼は個人主義を重ずればなり、そは正さしく旅順の戦争に於て知るべし、乃ち數ならぬ一兵卒迄が、息も絶へ／＼なる場合に、「天皇陛下萬歲」を唱て瞑目せる殊勝さと、其大將ステツセルが城明け渡しの場合に、悠々緩々乗鞍をなしつつ、乃木將軍に見へたるが如き、又は青島の戦争に於て、大將ワルデツクが敗北の場合に臨むて、未だ部下千の兵と糧食彈藥あるに拘らずして降を軍門に請ひたることの如きは如何、皆是れ祖國を重ぜずして其身を顧みた

二五

るがゆへなり、若しも我兵をして旅順若くは青島を守らしめんか、必ずや刀折れ矢盡くるまで戦ひ、城を枕にして討死すべく、決して祖國の名を辱かしまざるべし。『是ぞ所謂國家主義と個人主義との徑路を岐つ所以なるべし』

夫れ此の如く、我が日本建國の基礎の強固にして、自ら宇内萬國の上に卓絶せると、兼ては大和民族の特徴にして他に誇るものある以上は、是よりして益々我臣民が忠君愛國の志操を高むると同時に、一層日本國の地位を進むるには、如何なる方法手段に求むべきか、是れ大に攻究すべき問題なりとす』

斯く論じ來たれば、須らく先づ其根源基礎の教育上にあることを知る。何となれば、教育は國家百年の計にして、國家の運命之に由て左右せらるゝものなるを知らずや。視よ政治、經濟、産業皆之れより胚胎すべきものなるを、殊に其人物を陶冶すべきことに於ては、偏に精神教育の上にあつて存す。然るに獨科學に重きを置いて德育を顧みる勿んば、智識一片の人を増して、眞成の文化を發達せしむる能はず、視よ今や中流以上に立る政治家にして往々破廉恥罪を犯し、身獄舎に繋れて醜名を買ふものあるを。又假にも一

小説を書き得る文人學者にして、人の妻と姦通したる末心中に身を果すが如き之を何と云んか、實に教育上の大罪人と謂ふべし。然るに他の文人學者若くは新聞記者に於ても、一向に之を咎めざるのみか、反て同情に傾けるもの、多きを、吾國の學問は腐敗の極點に達せるものと謂ふべし。然らば如何に文化を進め學問上に發展を促したりとも、國家を維持すべき人物なくんば將た何の益あらん、學問は畢竟國家無用の一物たるに歸せんのみ、是れ全く精神教育の缺如せる過なるべし』

山本首相は震災後に於て、一片の告諭を爲せり、曰く、『是國民精神の振作更張特に急切を告る所以なり、之が爲めに先づ教育の振興を圖り、殊に德育を根柢として重きを人格の養成に置き、弛緩せる風紀の振肅に勉め、浮華を去り輕佻を斥け、我國道德の大本たる忠君愛國の思想を基礎として益々協力一致、義勇奉公の精神を旺すべし』と、善矣哉此告諭は深く吾國今日に適應して將來に慮る所あるべき也。凡そ是迄に數ある首相の中に於て、曾て精神教育の要を説きたるものなきに、今にして之が告諭を見る、流石に山本伯が武人の出身にして其性格を顯はし、眞摯質實正義の在る所を示せるものなるべし。是れ余が夙に唱道せる士道復興の目的と能く相吻合し

て悖る所なく、以て外來せる物質上の念を薄らぎて道德に復歸し、人をして節義廉恥の道を重じて世に立たしめ、以て目下の惡風弊俗を斥けて日本古來の大和民族に回復せしむるものあるを疑はず。夫れ然かり、而て余が猶此告諭をして有効ならしむるには、告諭文の美ならんよりは、不言の教を此間に傳へて以て人を感化誘導するにあり、否らずして啻に一の告諭に成果てんか、百の訓令千の諭達も一向に効勿るべきを。古に謂ふ、「予懷明德、不レ大聲レ以レ色レ」亦曰く「聲色之於レ以レ化レ民末也」是能く施政の骨髓は道德にありて法律辭令の上にあることを示せるなり。山本伯は兎に角老政治家にして種々の經驗を積める人なれば必ず深く此に味ふものあらん。

其三

- 一 道同じく義協ひたるもの集合して専ら道義を研究し、一身を顧みずして之を踐行するを期すべし。
- 一 學問の本旨は、王を尊び民を憫むにあれば、益々此理を究め王事民義に於ては、一意難に當り一同の義を立つべし。

私學校に示せる綱領は斯く簡單なるものなりしが、是に由て如何に學生の品行を進て高潔ならしめたるのみならず、其風教は遠く薩、隅、日三州一般の人民にも及したるなり。其譯は、私學校では、専ら道義の觀念を養成して其風紀を嚴肅にしたるものから、生徒の操行も自ら高潔にして、節義を尙び廉恥を重じ、武士的の氣象をば有せしなり。故に其風は自ら薩、隅、日の民に及びたるものから、人々相誠めて破廉恥の行なかりしゆへに、明治七八年間に於ては、破廉恥罪を犯せるものをば裁判所に一人も見出さざりしと。是ぞ所謂法律辭令に立優りたる道德の感化力をば學校に及したるなり。

今也文部大臣が、首相の諭達を體して、學校へ臨むには、如何なる方針目的に従へるか、予は信ず、必らずや教育勅語に基きて道德の標準とすべきを。由來累代の文部大臣は一つも教育の大方針をば教育勅語に鑑むるものなくして智育に馳せ、教育の大綱を維持せずして事務の末に没頭するものたり、故に大、中、小學を論せず、其人物を造爲せしものを見ず、是れただ遺憾ならずや、故に今茲に德育を務めて人物の養成を冀ひ、併て綱紀振肅の要を捕へて人心風俗を正さんと欲せば、宜く躬ら時々大、中、小學校を巡

三〇
視して親く其情況を視察し、以て専ら精神教育の要を説て元氣を發達せしむべし、是豈急切なる方法にあらずや、猶且今思想問題は天下に沸騰して已まざるも、文相其人にして誠意を持し、躬を以て天下の先さならんには、必ずやの人心をして正に歸せしむるものあるを疑はず』

震災記念誌(合本)

麻布學館々報

第拾六卷
第拾六號

發行所

麻布學館

教育獎勵會改正規則

第一條 本會ハ精神教育ヲ主義トシ學事教育ヲ獎勵スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ教育獎勵會ト稱シ東京市麻布區材木町六十七番地麻布學館内ニ設ク

第三條 本會ハ麻布學館長主任トナリ汎ク教育ニ志アル諸君ノ贊助ヲ得テ新道ノ發展ヲ期スルモノトス

第四條 會員ヲ區別シテ名譽會員、特別會員トス

一、名譽會員ハ名望地位アル人ヲ推薦ス

二、特別會員ハ特ニ信任アル人ヲ選定ス

右名譽會員特別會員ハ教育會開會ノ節客員ノ待遇ヲナスベシ

第五條 本會ハ左ノ事項ヲ實行スベシ

一、精神教育ノ主義ヲ發揮スルタメ時々本館又ハ適當ノ場所ニ於テ學術講演會ヲ開キ公眾ノ傍聽ヲ許ス

二、一年一回麻布學館々報ヲ發行シテ會員一般ニ頒布ス

但會員ハ凡テ無代價トス

第六條 名譽會員ハ五年毎ニ金五圓、特別會員ハ每一ケ年壹圓(改正)

右名譽會員ノ内特別ノ高表ニ依テ補助ヲ與ヘラル、所ノ諸君ハ特別名譽會員トシテ每年(一回)會費金五圓ヲ受ク

但該會費ハ講演會及館報ノ入費ニ充ツ

第七條 名譽會員、特別會員ノ會費ハ學館及圖書館ノ事業ニ充ツ

麻布學館補助各位

六

- 宗秩療長官
- 一金貳拾五圓 侯爵 德川 賴倫殿
- 貴族院議員
- 一金貳拾五圓 侯爵 蜂須賀正韶殿
- 侍 從 長
- 一金貳拾五圓 伯爵 德川 達孝殿
- 貴族院議員
- 一金貳拾五圓 伯爵 大木 遠吉殿
- 貴族院議員
- 一金貳拾五圓 伯爵 松平 賴壽殿
- 第十五銀行頭取
- 一金貳拾五圓 松方 巖殿
- 園田 武彥殿
- 貴族院議員
- 一金貳拾圓 子爵 榎本 武憲殿
- 一金拾五圓 子爵 本多 忠敬殿
- 北海道銀行頭取
- 一金拾圓 鹽川三四郎殿
- 參謀本部次長
- 一金貳拾圓(特別寄附)武藤信義殿
- 貴族院議員
- 一金拾圓 子爵 渡邊 千冬殿
- 鹿兒島造士館長
- 渡邊董之助殿
- 福岡銀行主任
- 一金拾圓 古井 由之殿
- 京都市長
- 馬淵銳太郎殿
- 特別有志
- 佐々木文一殿

- 一金貳拾圓
- 同 井上敬次郎殿
- 同 田丸 金七殿
- 一金拾圓 榎川 甚藏殿
- 一金拾圓 丹野 武雄殿
- 一金拾圓 中村 吟造殿
- 一金五圓 伊藤 博治殿
- 一金五圓 竹内 卯助殿

右學館補助ノ寄附八年金トシテ毎年一回拜受ス

七

昨年は實に惡歲也

昨年は實に惡歲也、乃ち一大災性に附すべき災災は前古未有の兇變に屬し、是が爲めに被りたる損害はいかん、同胞百萬を覺て悲慘の死を發げ、又風に大繁榮を極めたる商店は先づ倒壊して其影を留す、其他に隣り比せる家屋も共に覆没して滿目悲然たる武蔵野の原と化し去れり、誰か慨然として肩を擧めざるを得んや」

然共其災地變は人力の以て如何とも爲し能はざるもの、唯夫れ此に鑑み之を戒めて以て復興を期したらんには、或は以前の東都に立優りたる觀を呈するあらん、然共此はこれ外間的の復興に歸す、人心の復興は容易に期すべからざる也」

復興政治となく新育となく、其規模の略手不抜にして之が慶慶を促すものあるか其だ覺束たし、寧ろ沙上樓閣を築きたるの觀なくんばあらず、知らずやや實政治は唯だ名のみにして其實に副はざるものたきや、乃ち政黨者流が唱道せる國利民福は名のみにして、酒々營利利益を講ず、果して其名實相副はざるものが、能く治國安民の術を施し得べきや、古聖謂らく、「政者正也」と、有も其身正らして人を治め得べきや、されば茲に東都の復興を期せしも、國家の上流に立つべき政治家の心を改良せざれば、普通の觀に實行せる政黨社會の情態はいかん、殆ど相儂の外に出ん、唯だ今日の成行上、政黨三派（政友、憲政、革新）が現内閣に反對するが爲に一致合同して離脱す考あれ共、是特に一時の感情的に止りて急信を置き難しを果一克く烈義を中心として結合し得べきや、太が之を疑ふ、何となれば、由來政黨兩黨の相合せざるも、殆ど犬猿骨たらざるものあつて存す、そは政友會の本は自由黨にして、自由黨は板垣伯に由り組織せられ、憲政黨の本たる改進黨は大隈伯に由り成立せられたるものにて、兩者の性行殆ど氷炭相容れざるものなりしがゆへに、兩政黨兩黨の相亂れることは天下萬目の認る所、然るに一朝普選實行のために合ふ、是或は野合的夫婦の交にあらざるか」

「元來政黨は國利民福を謀るを以て目的とす、然るに黨派争鬭のために國家を後にするが如きは大に謬れり矣、如此きは私黨にして公黨にあらざる也」

謂ふ、觀上維新の際に於る黨派の行動の如何に分明正大にして一點の私心たかりしか、乃ち勤王黨よりして云へば佐幕黨は敵也、又獲電黨よりして云へば同黨は大反對たりしがゆへに非常の軋轢を醸したりき、於其字伏見、淀、鳥羽、橋本、八幡、の戦争となり、ト野の一揆と化し、彼後、會羽、列藩の劇戰を演じたるものならずや、然共天下の志士が鎗を削り生命を居して相争ひたる所の大目的は如何、「唯だ七百年來に因襲せし武斷政治を顛覆して王政維新の大業を定むるにあり」是以中政で黨派の區別なく、本敵味方なし、故に發て開國主義の張本として世に立たる勝安房が獲電黨とも結び、又け其身直臣にてありながら味方の爲に賊と呼べるをも敢て辭せず勤王黨の首領西郷隆盛と密かに握手を爲せし結果として江戸城を無難に引渡して江戸八百八街をして灰燼に附せしめざりしにあらすや、「是れ其志す所は、皇室のためのみ國家のためのみ一點私する所なきに由る」

識らず今日に取結べる所の政黨政派にして克く此觀念ありや否や其政綱に掲ぐるものを視ればいかん、皆同一に歸す

「曰く、普通選舉と、曰く地方振策と、曰く民力涵養と政友會皆な然かり、憲

政會皆な然かり、すれば國利民福とする所に於て彼此相異なるものなし、其の國利民福とする所に異同なきものが、何以黨派争闘のために太しき反對を爲せる乎、曰く、其心知るべきのみ、乃ち孰も自黨に多數を得て内閣の椅子を占めんがためのみ、今也國會は無用なり、政黨派は國家の爲めならずと叫べる聲は強ち齋東野人の語にはあらざるべし、故に云ふ今日の急務は、工事の復興より人心の復興を先きにするにあつて、而て要は國家の上流に立つべき政治家が言論のうへに於てせずして、躬行實踐則範を天下に示して之を導くべきにあるのみ、

不祥變件

嗚呼誰か昨年十二月中に勃發せし不祥變件は、乃ち恐多くも攝政宮殿下へ對し奉りて兇行を逞くせしものなり。嗚呼普天の下王土にあらざるはなく率土の漢王臣にあらざるはなし。國民舉つて忠義を抽て至誠泰公の實を致すべき管なるに、何者か此不臣無體の狂態を演じて我皇に對せしか、實に吾國有史以來絶無のことに屬す、苟も吾國民たるもの深く此に顧みて誠る所なくんばあるべからず、

詔書に云すや、「最近學術益々閉け人智日に進む、然共浮華放縱の習漸く、是れ無佛論の風も亦生ず、夫れ吾皇の宜へる「浮華放縱」とは如何、曰く、近來世の愚者諸生輩が類に歐米皮相の文化に驅られて遂に民主主義を唱へ以て遂には吾國體をも變

じて共和政治を夢みんと欲するが如き、吾儘氣儘たる言論を試みて一般國民を愚惑するの害を慮り給ひしものにはあらざるか、亦た「無佛論」と如何、曰く、或は社會主義に或は共產主義を唱へ其害毒を社會に與へ、以て遂には吾國を無政府國として凡ての秩序階級を打破せんとするの禍を防んとし給ひたるものにはあらざるか、蓋吾國は皇統一系、萬古不易、君臣上下の秩序豁然として斷かさるとは、自若として泰山よりも堅し、此萬國無比なる吾帝國に對して何者か之が秩序を破壊せんと冀ふぞ、實に不臣無體の極と云ふべし、されば彼れ兇行者を咎むるに方りては、須らく先づ其罪を應者諸生輩に歸せざるを得ず、古に謂はずや「言論の害は毒藥猛獸よりも酷し」とけ之也、世の學者諸生たるもの、此度心に顧みて誠る處勿んばあるべからず、亦彼れ法を弄する者が腹に言論の外に發表したるものを見て之を制せんよりは、寧ろ文教に従順する者ハ人心内部の修養を積ましむるにあり、如此くならしめてこそ「智徳の並進を促すものにして精神教育の要之を茲に悟るべき也」

皇太子殿下の御盛婚

嗚呼本年こそは、皇太子殿下が、御成婚を擧げさせ給へる吉祥善事の歲にて、茲に一月二十六日に至れば畏くも皇太子妃殿下共に宮中に御參殿ありて、賢所の御前に於て森嚴崇高なる御儀式あり、終りて赤坂離宮に於て、芽出度御婚儀を遂げさへ給へり、於是乎帝室の基礎益々強固にして、其榮は天壤と共に纏りなきに至りぬ、

況してや殿下が夙に御孝道に厚きことは、一昨年御渡歐中にありて、兩陛下に御懐かしきがために履屢々慰問あらせ給ひ、以て御靜養中の陛下をして

御心を安じ給へるが如き至孝の徳は、萬民俱に欽仰せし所也。夫れ此孝道厚き殿下にして萬民の上に君臨し給ふ、誰か之に感化せざらん。又一夫一婦の制を守りて人倫の大道を明かにし給へるが如きは、如何にも御歴はしき徳を稱へざるを得ん。而て是が爲めに、御室家をして益々圓滿ならしめて以て宗社磐石の堅きを致せしことは實に此年此日を以てせり。」

猶殿下には、一昨年夏の頃炎暑赫々として燃るが如きの候を厭はせ給はず、遠く海外萬里の波を蹴て歐洲御見學を試み給へるが如きは何ぞ勇壯活潑にましまさずや。然而て殿下の聰明英智なる彼れ英、佛、伊、其他の國々に至り給ふや、詳かに政治の利害得失を察し、文教の由來を考へ、併て細かに人情風俗の微に御心を留め給ひ、是以天下に君臨すべき用度に渡らせ給ひたるが如きは、是ぞ吾國開闢以來絶無の壯圖にして、殿下に由りて始めて之が光輝を發せられぬ」

惟ふに 先帝が、明治維新の鴻圖を成し遂げ給へる盛徳大業の程は、今更吾等臣民の述ぶべき要なきも謹て茲に之を慮り奉れば、『唯夫れ至仁至愛を以て民を恤み給へるものに歸せん』是以先帝御在世五十四年の久き、始終宮中に御坐

まし／＼て絶て避暑避寒に入らせ給はず。以て大御心を民草のうへに留め給ひしことは乃ち左の御製に由りて知られぬ。

年々に思ひやれども山水を

くみて遊ばん夏なかりけり

司人まかてしのちの夕まぐれ

こゝろ靜かにふみをよむ哉

あゝ此 大御心に由りて此民を治しめす。四海の内率土の濱。誰か感泣して聖慮を體し奉らざるべき。宜也。先帝の徳の廣大無邊なりしがゆへに。急に吾日本をして第一等國の位置に進めたりき。『然而て今也大正維新の秋にして。此聰明英智比類なき 殿下を上。に戴くあり。日本の文化は是より將さに測る可からざるに至らん。吾が同胞七千餘萬の臣民たるもの益々進て忠節を抽でざるべけんや。』

時に御成婚後一月二十八日。降雪未だ消えずして寒風肌を裂くの曉。病を冒して机に倚り漸く此篇を草す

大正甲子一月二十八日

岩 田 德 義

七十九歳

七とせに努め來りし身なりしも

老ひての、ちは爲すことぞなき

麻布區父兄會の組織

本會は、麻布區の内外を問はず、汎く一般の有志者を結合せしむるものにて、要は其父兄にして、余と子弟との間に關係を有し又他の有志諸君にして余と交情嘗ならざるの諸君が與に相謀りて設立せしめたるものなり。

現に其發起人たる佐々木文一、井上敬次郎二君の如きは、自由黨時代よりの交にして三十餘年来主義主張を與にするの人にて其節操十年一日の如く敢て世に觸び人に陥はず、自覺の信念を固くして卓然世に立るものなり。今也政黨に遊泳するものが只管名利のために捕はるゝや、其身を進退すること、恰かも飢虎の食を争ふが如く、其情態殆ど餓鬼道に於る徒輩と同一視すべきにあらず。あゝ曩に震災の變に悩める東京府民救済の目的を以て開會せる議會も政權争奪のために相觀へるがために、忽ち相顧られず。「すれば彼が毎に唱道する國利民福と云るは偽なり斯る背徳者にして焉ぞ天の政をなすを得ん、古に謂はずや、政は正なりと苟も其身正からざるものが政を爲し得べきや、夙に余は斯る非立憲政體なるが故に、決然政界を辭して世に立ず、斯る偽り

ず、衆きかゆへに、容易に相交らず、然るに此の井上、佐々木二君の如きは曾て彼等と立身行道を異にす、余と終始交を渝へざるもの、以なきにあらず」

又田丸金七君の如きはいかん。今は其年餘三十有餘、資産あり、名望あり、此より益々進むで立身すべきものなるが、君斷じて政界に立つを欲せず、敢て名利の奴隷たらず、屹然世道人心のために一身を犠牲に供し、退いて國利民福を進携するを以て任とす、あゝ是れ當世得難きの人物、然かも今より二十餘年前、曾て十三四歳の時、朝夕に教授せし親みあるをや、其情恰かも、父子の如くなるに於ておや」又權川甚蔵君の如きも、同く十四五歳の頃、親く教授を試みたる一人なるが、今は東京市麻布區六本木に一大書肆を有し、其事業日に發展し、其聲價益々揚る、實に東京市有数の書店なり。而て君は元と埼玉縣の一農民にて、然る東京に出で、故の誠志堂の店に使はれて丁稚小僧となりたるの人、然るに今なり家に備へる店員婦女合して數十名店頭に娯樂せる顧客は朝來引きも切れず、實に大繁榮を致せるもの。而て君は商業に敏にして反て利に淡き所あり、乃ち義のために財を散し、難を排して人を救ふべき義侠的精神あり。是ぞ誠志堂の名に反かざるもの」

猶其他の諸君の如きも、孰れも余と意氣感情相投するの士にして、夙に余が教育に従事してより二十有餘年、孜々汲々として餘ざるの勞を多とし、余を勞はれるがために、は年々一回懇親會を開らきて慰藉せらるは其情誼に厚き此の如實に謝するに餘ありと云べし。然るに今也余は年餘既に八十、いかに志は切たりと雖も、身體次第に衰弱して事の志と階はざるを遺憾とす。況や余や清貧洗ふが如く事業の進捗せざるものあるをや。冀くば諸君は深く其意を體して、應分の御助力を乞」

大正十三年甲子一月

岩 田 德 義

麻布區父兄會規則

第一條 本會は區の内外を問はず麻布學館に入學せし父兄の關係を有し又は汎く同志者を以て組織す

第二條 本會員は館長岩田德義先生が多年教育上又は國事に盡されたる功勞を嘉し猶有終の美を濟さしむるため各自應分の補助を爲すへし

但會員は一ヶ年會費金壹圓を出し併て麻布學館々報の配付を受くへし

第三條 本會員は夙に岩田先生が抱持せる精神教育の主義を賛成すると同時に大に盡力すへし

但本會に關する記事は麻布學館々報に掲載すへし

第四條 本會は岩田先生の晩年を祝福するため又は會員相互の親睦を期するがため毎年一回懇親會を開くへし

但其場所及時日は其都度幹事より通知すへし

第五條 本會に幹事三名を置くへし

幹事は會員の推薦に依り任期二年とす再任に妨なし

幹事

佐々木文一
田丸金七
榎川甚藏

東京市麻布區材木町六十七番地

麻布父兄會本部發起人

佐々木文一	廣澤辨二	井上敬次郎
丹野武雄	大田原定弘	川村文太郎
竹村虎松	田丸金七	榎川甚藏
高屋銳	中村吟造	豊島滿莞
山田三次郎	子安正敏	

會員諸君

杉本卯吉	鈴木百平	鈴木信一
杉山新吉	山口彌太郎	石黒福次郎
小島文造	桑原芳郎	小笠原尙
島田佐兵衛	古田島久太郎	名取松之甫
小出鎔次郎	川上美邦	西村亮
松崎章太郎	横井直吉	川畑晴彦
高瀬六郎	林達己	田丸正吉
關朋	鈴木青園	武笠達夫
安田勇	野田清太郎	今井茂雄
黒田九萬男	半谷悌三郎	青木保雄

文苑

元旦

岩田對山

ながむれば大内山に容めきて

松の小蔭に朝日さすなり

皇儲の御成婚を祝し奉りて

今年こそ備の君の祝ごと

千代萬代と謳ひまつらん

所感

こゝろばかりいと健かにいそしめど

身の衰をいかにかけせん

震災記念の自著に題して

このふみをかき終りてぞ思ふ哉

これぞ此世の名残けるかと

されどまた猶爲す業のおくれば

いく日も永く難保たん

年々に過ぎつることを数へなば

夢幻の如くにぞある

井上敬次郎君に呈す

始めあり終りあるこそ尊とけれ

君が操のいとど高きを

佐々木文一君に呈す

これまで君の授けによればこそ

義士の譽を世にぞ傳へぬ

田丸金七君に寄る

三十年ばかりまへに教へし君は今

身を立て道を行ひにけり

伊藤博治君に寄る

徳山をへがてし住ふ身ながらも

こゝろはつねに君にゆきこふ

榎川甚藏君に寄る

離して文字をば家に名乗りつゝ

數限りなく人に知られぬ

元旦

岐阜 山田 五洋

學風師八紘。萬里端雲橫。歲旦誰言志。奉公唯一誠。

呈山田五洋君

岩田 對山

詩書豐富適其真。廣學令聞從亦新。知否立身行道完。今也濃國一流人。

謁 鵜戸 神宮

宮在日向國南郡珂郡海濱岩窟中。祀神武天皇。考鵜鷺草葺不合尊。列官幣大社。爲尊降誕之地。

竊禪聖合麗塵外天。森茫絕海碧波連。拜來此處淵源在。百廿二皇家國全。

一讀森然。牛崇敬念。

對山 妄評

鹿兒島 渡邊 董之介

花々天寶誰能料。皓首焚燈仍課程。也有新編却餘著。後凋知與碧松清。

次 岩田對山先生玉韵奉呈

稻水渡部 董
岩田 觀山

癸亥九月一日之震災、前古未曾有之變、京濱兩地殆歸全滅、其害不可舉言也。此際吾親友園田孝吉君、於神奈川縣一宮別邸被壓死、嗚呼是夢仰非夢也、奈何天之無情殊斯人余聞此之變也馳至本邸恭詣靈前痛哭失聲辭而欲去不能、起漸禮拜畢還家沈思默想之賦詩歌以作追悼詞

今めのみへに見る心地すれ

偶感

少壯奮勇叱風雲、屢回危機過吾分、情起政論堪裡客、半生歷史亦尤盛、人其難運跡如夢、榮枯得失不可知、自驚今日吾衰甚、夜々眠醒覺舊時、寔從飲事消生計、吾試舌耕忙日程、三尺身虛天地大、光風霽月伴其清、人生貧富非所問、破屋懸簷適我栖、昨宵阿囑死察鼠、嗚呼汝亦做夷齊、天地茫茫無際限、人生僅是一轉蓬、榮枯得失消如夢、唯冀英名千載留、隨百庭前終兩拜、青々草木競其榮、閑雲野雀無他恨、仙境探來心事清。

あさまだきおきいでみれば庭の面

草木の枝に露ぞやどれる

春夜墨水舟遊

在小田原 覆本 櫻東

遊人夫盡夜幽室、萬葉櫻雲一水遙、要續春江花月曲、扁舟吹笛趁新潮。

對山評。遊情有餘。

夏日山本勝次郎君招飲、分約得尤、

門庭滿覆可清遊、一帶園林尚綠稠、誰識離鄉誰咫尺、水聲虫語冷如秋。

對山評。正是杜工部、美句詞。

立つるべき操の折れししこめらが

國の政をとくぞくやしき

明石の春

ほのくゝと歌の聖の詞より

明石の春や明けそむるらん

對山評。此歌はこれ近來の傑作にして秀絶とやいふべき。

夜の春雨

櫻狩りいもとぬれに夢さめて

枕にひびく春雨の音

佐々木文一

謹告

先生近年能く病む八十の老軀事に耐へざるの觀あり況や震災後病勢益々加はる然るに先生が忠君愛國の至誠と精神教育の主義は一代を貫きて已まず乃ち本書は身病中にあると兇變に會するとに拘らずして其意見を徹底せられしもの也不肖吾々門下生たるもの此境遇を目撃して感殊に深し謹て茲に是事を述て記念とす

大正十三年三月三十一日

田丸 金七
榎川 甚藏

大正十三年四月二日印刷
大正十三年四月五日發行

(定價金五拾錢)

著者 岩田徳義

東京市麻布區材木町六十七番地

印刷者兼 岩田徳義

東京市麻布區材木町六十七番地

印刷所 池田印刷所

東京市小石川區關口町百七十四番地

發行所 麻布學館

東京市麻布區材木町六十七番地

賣捌所 誠志堂書店

東京市麻布區六本木町角



終